○国土交通省令第二十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十二号様式（第二十六条関係）	第十二号様式（第二十六条関係）
番　号　第　号 Certificate No. …… 国際油汚染防止証書 INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE	番　号　第　号 Certificate No. …… 国際油汚染防止証書 INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
（略）	（略）
国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS	国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS
（略）	（略）
5　構造（第18規則、第19規則、第20規則、第21規則、第22規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 27, 28 and 33) 5. 1～5. 7　（略）	5　構造（第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33) 5. 1～5. 7　（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年五月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

○国土交通省令第二十八号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項、第四項、第八項、第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十四項から第十六項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令

第一条　特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和三年国土交通省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。